

## 端末等電子機器の回収廃棄処分及びハードディスクの物理的破壊仕様書

### 1 件 名

端末等電子機器類回収廃棄処分及びハードディスクの物理的破壊

### 2 履行期限

令和2年3月27日

### 3 履行場所

回収場所

警察大学校

東京都府中市朝日町3-12-1

ハードディスクの物理的破壊場所

上記警察大学校敷地内または受託者施設内

どちらの場合も、警察大学校担当者が立ち合うこととする

### 4 概 要

不用物品である端末等電子機器を回収廃棄処分及びハードディスクの物理的破壊を実施する

### 5 回収品の種類・数量

ノートパソコン ほか 2,440 式 (詳細別紙のとおり)

### 6 一般事項

- (1) この仕様書は、業務の大要を示すものであるから、業務の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、記載のない事項であっても、自然付帯作業又は当校が特に指示した事項は契約の範囲内で実施するものとする。
- (2) 業務を行うに当たっては、目的の達成に努め、誠意と責任を持って遂行すること。また、火災予防、危険防止等安全管理に万全を期すこと。さらに、当校職員・学生・関係者・外来者に些かの迷惑をまかからないよう注意して行うとともに、不快感を与えることのない態度で接すること。
- (3) 受託者が過失又は故意によって施設あるいは第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任によりその損害を補償すること。
- (4) この仕様書に定める業務の円滑な運営を図るため、当校及び関係者との連絡を密にし、その指示に従うこと。
- (5) 業務上使用する電気及び水の使用は、省エネに留意し、必要最小限とすること。

### 7 回収及び廃棄

- (1) 作業は月曜日～金曜日(祝祭日を除く。)の当校執務時間(8:30～17:15)内に行うものとする。
- (2) 警察大学校本館1階印刷室に保管されている端末等電気機器類を回収用車両で回収を行うものとする。
- (3) 作業を行うにあたっては、当校の業務に支障のないように作業するものとする。

(4) 廃棄完了時に廃棄写真・管理票 D 票と共に完了報告書を提出すること。

## 8 ハードディスク物理的破壊

(1) 受託者は、自社施設内または警察大学校敷地内において物理的破壊を実施すること。

(2) (1)の作業には、警察大学校担当者を立ち合わせること。

(3) 作業後、破壊証明書を発行すること。

## 9 その他

(1) 業務中、当校内において不審物若しくは遺失物を発見した場合は、直ちに当校に通報するとともに、遺失物にあつてはその現品を届け出ること。

(2) 勤務中の職員・学生・関係者にみだりに話しかけ、職務を妨害し、業務に関係のない意見具申等をしてはならない。

(3) 本仕様書に定めのない事項及びその他詳細については、法令等に基づくほか、当校との協議により取り決めるものとする。